参考資料5

科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会 共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点 に関する作業部会 (第 10 期-第 6 回) R2.6.24

「国立大学の共同利用・共同研究拠点の認定・評価等に関する検討の基本的な方向性について(たたき台)」ネットワーク型拠点関連部分抜粋 (令和2年2月12日本作業部会資料)

2. 拠点の機能強化について

- (1)「ネットワーク型」拠点を明確に位置付け
- 拠点間の連携協力による拠点機能の強化を図るため、大学や大学以外の研究施設との連携 を含む「ネットワーク型」の活用を促す必要があるのではないか。
- 現状の「ネットワーク型」については、特段の規定を置いていないため、ネットワークに 参画する個々の研究施設も「申請施設」に含まれるため認定対象となっているが、その要件 について、①各施設ごとに要件を充たすことが必要なのか、②ネットワーク全体として充た していれば、個々の施設ごとに充たすことは必要ないのか、明確ではない。
- 「ネットワーク型」の位置付けや要件を明らかにするため、規程上、「申請施設」、「協力施設」、「連携施設」の位置付けを明らかにするとともに、認定において、各研究施設が共通の運営委員会や課題等の選考組織を設置するなど、連携して共同利用・共同研究を行うために十分な体制となっているか確認することを明らかにしてはどうか。
- その際、次の3つの方法が考えられるのではないか。(なお、規程の改正イメージについては、今後の検討状況により変更の可能性がある。)

く案1>

「申請施設」を中核となる単独の研究施設(従来の「中核施設」に相当。)に特定し、ネットワークを構成する他の施設を「協力施設」として、認定は、「申請施設」を対象に認定することとしつつ、その際に「協力施設」の状況を合わせ確認する。

<改正イメージ>

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

<u>四</u> 協力施設 申請施設と連携して共同利用・共同研究を行うため、共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の運営に必要な協力を行う研究施設(国内の大学に置かれたものに限る。)

第三条 共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。

3 <u>協力施設又は</u>連携施設がある場合は、<u>第一項各号又は前項各号に係る各施設の状況が、申請施設と連携して</u> 共同利用・共同研究を行うために十分なものであるかについて確認するものとする。

く案2>

「申請施設」を中核となる単独の研究施設(従来の「中核施設」に相当。)に特定し、ネットワークを構成する他の施設を「協力施設」とするが、「申請施設」及び「協力施設」を合わせて認定の対象とする。

く改正イメージ>

- 第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 四 協力施設 申請施設と連携して共同利用・共同研究を行うため、共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の運営に必要な協力を行う研究施設として認定を受けようとする施設(国内の大学に置かれたものに限る。)
- 第三条 共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。
- 3 <u>協力施設又は</u>連携施設がある場合は、<u>第一項各号又は前項各号に係る各施設の状況が、申請施設と連携して</u> 共同利用・共同研究を行うために十分なものであるかについて確認するものとする。

< 案3 >

「申請施設」をネットワークを構成する全ての施設としつつ、複数の施設が申請する場合は、 ネットワーク全体の状況について要件を求め、「申請施設」全体を対象に認定することとする。

<改正イメージ>

第三条 共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。

3 異なる大学の複数の研究施設が連携して申請する場合は、<u>第一項各号又は前項各号に係る各施設の状況が、</u> 連携して共同利用・共同研究を行うために十分なものとなっているかについて確認するものとする。

(2) 拠点に対する支援について

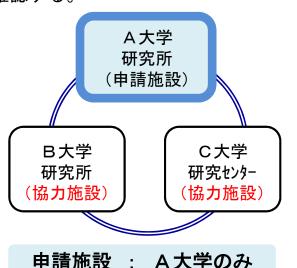
○ また、「ネットワーク型」についても、(1)の位置付けの明確化を図った上で、ネットワーク化の効果に見合った支援の充実について検討する必要があるのではないか。

3. 令和4年度以降の新規認定の取扱について

○ 研究者コミュニティの新たな要請に応えていくため、単純に新規認定の可能性を閉ざすのではなく、ネットワーク化による機能強化を含め、現在認定されている拠点のみで十分か、 熟度の高い優れた拠点は見込まれるか等の観点から、慎重に検討する必要があるのではないか。

く案1>

- 〇「申請施設」は、一施設(従来の 「中核施設」に相当)に特定し、 ネットワークを構成する他の施設を 「協力施設」とする。
- 認定は、「申請施設」を対象に行い、 その際に「協力施設」の状況を合わせて 確認する。



【想定される主なメリット(〇)、デメリット(●)】

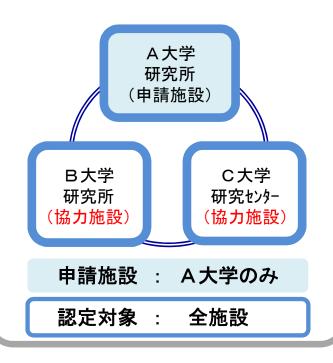
○申請施設の位置付けが明確化され、ネットワーク全体のマネジメント構造が明確になる。

認定対象 : A大学のみ

●申請施設以外の協力施設が認定対象外になる。

く案2>

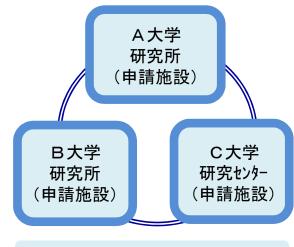
- 「申請施設」は、一施設(従来の 「中核施設」に相当)に特定し、 ネットワークを構成する他の施設を 「協力施設」とする。
- 〇 認定は、「申請施設」及び「協力 施設」を対象とする。



く案3>

(現状のネットワーク型拠点)

- 〇 「申請施設」は、ネットワークを 構成する全ての施設とする。 (中核施設はA大学研究所)
- 認定は、「申請施設」全体を 対象とする。



申請施設 : 全施設

認定対象 : 全施設

- ○全ての施設が認定の対象となる。
- ●「中核施設」の位置付けが曖昧になり、 主導性が後退する。
- ●申請作業が多い(単独拠点と同様)。
- ●現状と変わらず、ネットワーク型拠点が 明確化されない。
- 〇申請施設の位置付けを明確化しつつ、 それ以外の協力施設も認定の対象となる。
- ○案③より申請作業が軽減される。

3